

## 商品概要説明書

### マイカーローン「ジョイ」

(令和3年4月1日現在)

商品名	マイカーローン「ジョイ」
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>○当JAの組合員の方。</li><li>○お借入時の年齢が満18歳以上75歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。ただし、20歳未満で農業者以外の方は給与所得者に限定します。</li><li>また、お借入時の年齢が71歳以上の方は、当JAに農産物代金の入金、年金振込指定、給与振込のいずれかがある場合に限ります。</li><li>○前年度税込年収が150万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)。</li><li>○原則として、勤続(または営業)年数が1年以上ある方。</li><li>○原則として居住実態が確認できる方(申出のあった住所の確認ができることがあります。)。 ただし、自営業者の方(非農業者に限ります。)については、ご本人またはご家族の持家であることとします。</li><li>○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</li><li>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</li></ul>
資金使途	<ul style="list-style-type: none"><li>○ご本人またはご家族(2親等以内)が必要とされる次の資金が対象です。 ただし、事業資金(営業用自動車等)は除きます。<ul style="list-style-type: none"><li>① 自動車・バイク(とともに中古車を含む)の購入資金または購入に付帯する諸費用(取得税、自動車税、重量税、自賠責共済掛金(保険料)、自動車共済掛金(保険料))</li><li>② 自動車等の点検・車検費用</li><li>③ 運転免許の取得のための資金</li><li>④ カー用品(カーナビ等)の購入資金</li><li>⑤ 車輌修理費</li><li>⑥ 車庫建設資金(建設費が100万円以内のものとします。)</li><li>⑦ 他金融機関のマイカーローンの借り換え資金 信販会社およびディーラーが取扱うクレジット会社を含みます。</li><li>⑧ 現在、JAまたは他金融機関でお借入中のマイカーローンの既借入金残高と、新たに必要となる資金との合算資金 ただし、車の買替時に限ります。</li></ul></li></ul>
借入金額	<ul style="list-style-type: none"><li>○5万円以上1,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。</li></ul>
借入期間	<ul style="list-style-type: none"><li>○据置期間(最長1か月)を含む6か月以上10年以内とします。</li><li>○ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の自動車資金の残存範囲内とします。</li></ul>
借入利率	<ul style="list-style-type: none"><li>○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】</li></ul>

	<p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日のパーソナルプライムレートIを基準に決定し、それぞれ翌月の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレートI）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p><b>【固定金利型】</b></p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。特定月返済分はお借入金額の50%以内とし、年2回の特定月は3か月以上の間隔を空けてご指定いただきます。</p>
担保	<p>○不要です。</p>
保証人	<p>○当JAが指定する保証機関（島根県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p> <p>○20歳未満の方の場合は、法定代理人の同意書をいただきます。</p>
保証料	<p>○ご融資時に一括で金額・期間に応じた保証料（年率0.40%～0.65%）をお支払いいただきます。</p>
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合手数料は無料です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合の条件変更手数料は無料です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店または本店金融部金融企画課（電話：0852-67-7741）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部金融企画課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島弁護士会（電話：082-225-1600）</li> <li>・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）</li> <li>・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）</li> <li>・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）</li> <li>・岡山弁護士会、公益社団法人民間総合調停センター（JAバンク相談所を</li> </ul>

	<p>通じてのご利用となります。上記 J Aバンク相談所にお申し出ください。)</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>○印紙税が別途必要となります。</li> <li>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。</li> </ul>

J Aしまね